

既存特定飲食提供施設について

第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。）をいうものとする
こと。

ア 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。

イにおいて同じ。）

イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

（ア） 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社

（イ） 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社（（ア）に掲げるものを除く。）